

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

【目標】①

担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

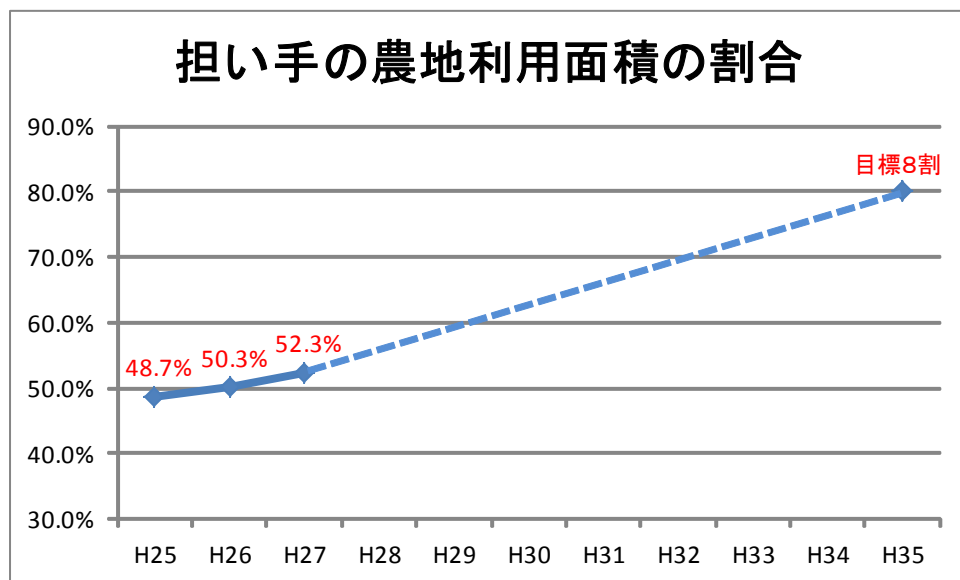
(ア) 担い手が利用する農地面積の割合

【測定指標の選定理由】

担い手が利用する農地面積の割合は、この10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要があるため、「日本再興戦略」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構(注4)を整備し、これを活用し10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するため、各年度の目標値は、年間14万haを目標値として設定した。



(経営局作成)

【把握の方法】

「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)及び経営局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、

Cランク: 50%未満

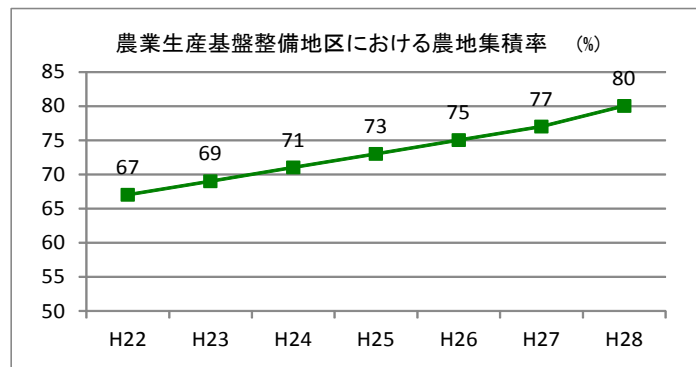
(イ) 農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地の集積率を約8割以上に向上させることとしていることから、これを測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

土地改良長期計画では、平成28年度までに、基盤整備実施地区において、地域の中心となる経営体への農地集積率を約8割以上に向上することを重点指標としていることから、これを目標値として設定した。



(農村振興局作成)

【把握の方法】

農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値(%) / 当該年度目標値(%)) × 100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2) 荒廃農地の発生防止・解消等

【目標】①

農用地区域における荒廃農地の再生利用

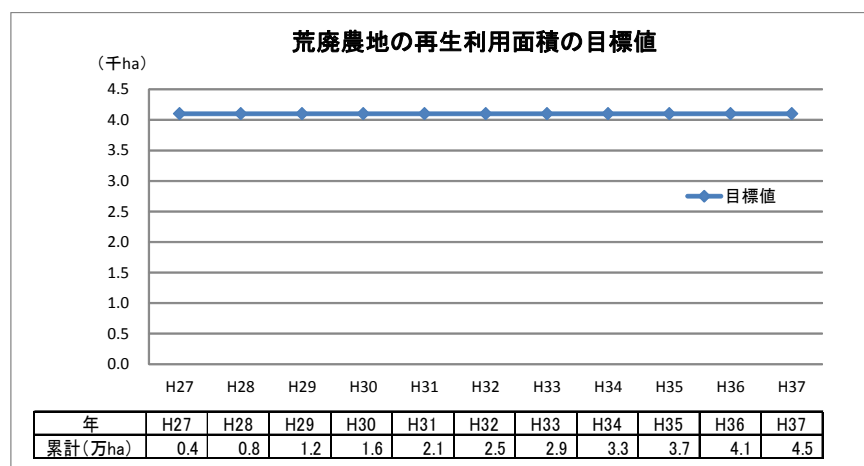
(ア) 荒廃農地の再生利用面積

【測定指標の選定理由】

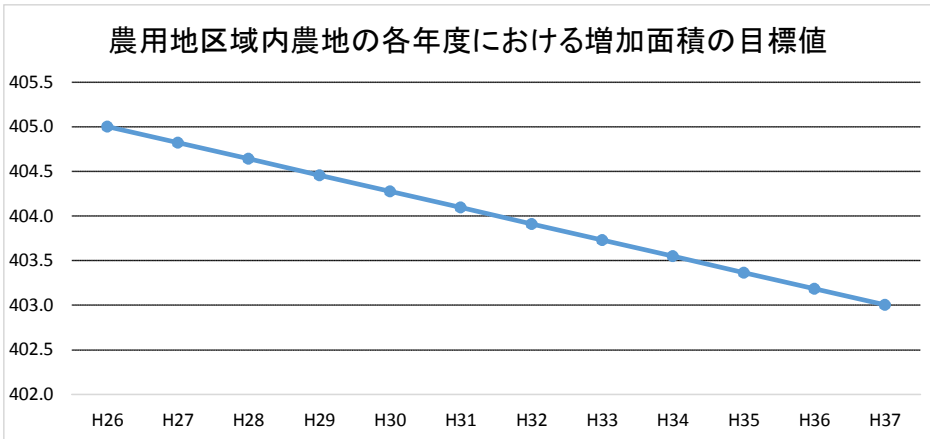
農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成37年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標を403万ヘクタールとしたことから、これを達成するためには、平成37年までに荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

平成37年までに農用地区域内の荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することとし、各年の目標値については、目標年までの11年間(H27～37)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標値を設定した。



(農村振興局作成)

	【把握の方法】 農村振興局調査により把握。 【達成度合の判定方法】 達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																									
施策(3) 農地転用許可制度等の適切な運用																										
【目標】① 農用地区域内農地面積の確保	(ア)農用地区域内農地面積																									
	【測定指標の選定理由】 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成37年の確保すべき農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)の目標を、基準年となる平成26年(405万ヘクタール)よりも2万ヘクタール減の403万ヘクタールとしたことから、これを測定指標として設定した。 なお、年度ごとの目標値については、基準年(H26)から目標年(H37)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして設定した。																									
	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度については、平成26年度(基準年度)から平成37年度(目標年度)までの期間(11年間)に毎年均等で減少するとの前提で設定した。																									
	農用地区域内農地の各年度における増加面積の目標値 <table><tr><td></td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td><td>H36</td><td>H37</td></tr><tr><td>累計</td><td>405.0</td><td>404.8</td><td>404.6</td><td>404.5</td><td>404.3</td><td>404.1</td><td>403.9</td><td>403.7</td><td>403.5</td><td>403.4</td><td>403.2</td><td>403.0</td></tr></table> (農村振興局作成)		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	累計	405.0	404.8	404.6	404.5	404.3	404.1	403.9	403.7	403.5	403.4	403.2
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37														
累計	405.0	404.8	404.6	404.5	404.3	404.1	403.9	403.7	403.5	403.4	403.2	403.0														
	【把握の方法】 農村振興局調査により把握。 【達成度合の判定方法】 達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																									

2. 用語解説

注 1 荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
-----------------	--

注 2	優良農地	集団的な農地（効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。）や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注 3	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注 4	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構で、同法第2条第3項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。
注 5	農業生産基盤整備	水田や畑の土地及び労働生産性等の向上を目的とした農地基盤の整備。
注 6	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。